

貨物自動車運送事業者の方へ

貨物自動車運送事業の事業用自動車による重大・悪質事故等の防止について

標記については、従来から機会あるごとに、重大事故・悪質違反等の防止について周知徹底を図っているところですが、最近、追突を形態とした重大事故及び酒気帯び運転、ひき逃げ等悪質・危険な運転行為による事故が頻発しています。

このような状況が継続することは、輸送の安全確保を使命とする貨物自動車運送事業の社会的信頼を失墜することを危惧するもので、許しがたい行為です。

つきましては、重大・悪質事故等を防止するため、下記事項について、周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保に万全を期するようお願いします。

記

1. 過労運転の防止について

運行計画、経路の設定等にあたり、運転者の勤務状態及び疲労の程度を把握し、運転者の疲労状況に十分配慮すること。

また、運行にあたっては、運転時間、休憩又は仮眠の地点及び日時等について、運転者に対し明確に指示すること。

特に、長距離運行、夜間・早朝運行に際しては、乗務距離、乗務時間及び休憩時間等を勘案した無理のない運行計画とすること。

2. 点呼の確実な実施について

乗務前及び乗務後の点呼において、疾病、疲労及び飲酒の有無について対面により厳正に確認すること。

なお、疾病、疲労及び飲酒が確認された者は、絶対に乗務させないこと。

3. 乗務員に対する指導・監督について

乗務員に対して安全な運行を励行させるため、次の事項について指導・教育を更に徹底すること。

- (1) 長距離運行にあたっては、過労運転にならないように運転時間、休憩の取得について適切な指導を行うこと。
- (2) 酒気帯び運転、無免許運転、救護義務違反等、反社会的な悪質・危険運転の禁止について徹底すること。
- (3) 道路状況に適応した安全速度を遵守し、適切な車間距離を保持するとともに追突事故発生防止に努めること。
- (4) 先行車両の挙動及び道路状況に注意し、これに対応した適確な運転操作の励行を図ること。
- (5) やむを得ず道路上に停車する際には、被追突事故を防止するため非常点滅表示灯の点灯及び停止表示器材の設置を確実に行うこと。